

長浜市告示第 1 2 3 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第 4 1 6 条の規定に基づき、令和 7 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

長浜市長 浅見 宣義

1 縦覧場所

長浜市八幡東町 6 3 2 番地

長浜市役所税務課内

長浜市木之本町木之本 1 7 5 7 番地 2

長浜市役所北部合同庁舎くらし窓口課内

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 4 時 4 5 分まで